

第19回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年12月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 竹内部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 南部副部長・亀井委員
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 竹内部長 (部長挨拶)
それでは第19回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は宝田地区の厚田委員と大野地区の服部委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、6ページの第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権の設定）No. 1については、〇〇〇〇〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は12月23日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。
以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、福井地区お願いします。

岡部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は12月23日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

竹内部長 次に、新野地区お願いします。

幸田委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は12月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は12月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

す。

竹内部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は12月20日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 続きまして富岡地区からご報告します。富岡地区は12月20日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 続きまして宝田地区からご報告します。宝田地区は12月20日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は12月18日に事務局にて中野島と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、中野島地区お願いします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は12月18日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、大野地区お願いします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は12月17日に事務局にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

竹内部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は12月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、12月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は12月23日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

竹内部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

竹内部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

竹内部長 議事を再開します。
それでは、議案書6ページのNo. 1について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは、議案書6ページのNo. 1について、承認といたします。
退室した〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇 入室)

竹内部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

萩野委員 勉強のためですが、3ページの農地法3条の規定No.5の有限会社〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の案件で、借受人の経営面積が0㎡ですが、備考の法第2条第2項、相手方の要望による売買について事務局から説明をお願いします。

事務局 世帯員が住居及び生計を一にする親族並びに当該親等の行う耕作又は養畜の用に従事するということろで、家族の方が経営しているというので、この第2条第2項に該当する売買となっています。委員さんの証明もございますので、農地法に基づく第2条第2項はこのことを指しています。

萩野委員 家族ですか。

事務局 はい。

萩野委員 住所は違うのですね。

井出委員 この方は、爺ちゃん、婆ちゃんが田んぼをしまして、〇〇〇〇〇は孫

さんにあたるのですが、二十歳の大学生で爺ちゃん・婆ちゃんの田んぼを手伝っているということで、2親等以内だったら田んぼを買うことができるということで、そういうふうに説明をして、なおかつ、田んぼに従事しているかと、隣近所に聞き取り調査もしましたし、爺ちゃん・婆ちゃんに農繁期には〇〇〇〇〇が手伝いをしているのですかと聞いたら、孫全員で帰ってきて1町いくらかの田んぼを手伝ってくれるということで、聞き取り調査を行いました。

萩野委員

お孫さんの名前で買うのか。

井出委員

嫁さんに行っている娘の子どもさんです。

萩野委員

はい、わかりました。

岡部委員

譲渡人の名前が有限会社になっていますが、最初から会社が持っているというのは何か変なような感じがするのですが。

事務局

農地所有適格法人に該当しています。

岡部委員

〇〇〇〇〇の目的が農業関係のということですね。

事務局

そうでないと、法人が買うことができない。

井出委員

土地をどんどん売っていると聞いたのですが。

久米委員

法人を作ったけど、主が亡くなったら、その法人をどうするかで弱っている。初めは法人が良いといって法人にさせた。今やそれを普通の個人の名前に戻すとなったら、また売買するしかない。

井出委員

年が寄ってきたから土地を手放していると聞いております。

岡部委員

一般企業が農地の取得が出来ないはずですが、定款を一部変更して農業関係の目的を加えて、それで法人のことでですから色々変更できますよね。そういうことで、今のところ法人の所有という意味合いで、このまま国の目を潜るという意味合い、こういう風にもできるのではないかと、ちらっと思ったことだったのですが。今農業をやっていないか、今後やって行くということで、目的の追加は簡単にはできないと思うのですが、今やなくて追加できるという意味で法人名にして、これを逆に別会社にとということも

きるので、農地の取得というものが、現状では賃貸借で簡単にできるという状況になって、これが取得となったら、簡単に抜けるのではないかと、将来的にいろんな意味で疑問が残るところがあって、私の個人的な見解で申し訳ないのですが、この案件も所有が法人になっているということで、自分自身でおかしいと思っただけです。

竹内部長 その他、何かありませんか。

久積委員 6ページの第4号議案No.6ですが、親子ですか。

森委員 そうです。

久積委員 何で、使用貸借権で利用権を設定するのか。

久米委員 農業者年金の関係で、いつも出てきている案件です。

竹内部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。第19回農地部定例会議案、第1号議案から第4号議案は、全て承認です。

竹内部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

竹内部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

佐竹委員 営農型の作物を見直さなければいけないとの話が以前にあったと思うのですが、榊・楳は今後も認めていく方針ですか。

萩野委員 検討中です。

佐竹委員 現実に今年の11月・12月にFITが改正されて、駆け込みで来年の2月・3月・4月ぐらいに随分出てくると思いますが、その中にはちょっと怪しいのが入ってくるのではないかと思っただけの意見です。

萩野委員 今のところ、徳島県下でも意見は出ていないようです。今後、駄目だという意見が出る恐れもあります。今のところは「どうしようかなあ」というところです。榊や楢は現実には大きくなりません。日が入ってこないのです。酷いのであれば、ヨモギが出てきていたが、実際にそういうものを作るというのが難しいのではないかと。

佐竹委員 一時転用で、3年後にまた出てくるということでしょう。その時に収穫があがっていないのであれば、一度は指導が入って継続を認めてくれると思うのですが、6年後に出てきて収穫があがってなかったら、営農型が認められないので撤去の方向ですよね。農業委員会としては、そういった対応をせざるを得ないようになると思うのですが。

萩野委員 この前の常設審議会では、そういう意見も各会長から出ました。しかし、県の答えとしたら、はっきり撤去とは出ませんでした。やっぱり是正。

佐竹委員 是正してくれたら良いですが、作物を変えるなり、収穫が上がるように変えてくれれば良いですが、そのまま行かれたら一時転用の許可をしようがないのではないかと。

萩野委員 撤去するかどうかという問題も出ました。ところが、県としたら是正、あくまでも是正。榊が駄目だったら、次何か変えてくれとか、そういうもので対応しましょうか、というような返事でした。それを除けるとなったら、その金をどうするのか。何億もかけて。それを撤去するというのもできないので、何か良いものがないかという点ですね。それの是正です。

佐竹委員 中途半端で許可をしたことで、後で困ってくるのではないかと。

萩野委員 もう既に何もしていない所もあります。十薬やしているところは、どうやってするのですかね。是正といっても何をして良いのか県もわからないのです。営農型、営農型と言っているけど。うちの吉岡さんは、かっちりしてくれているので問題ないのです。阿南市はまだ優秀な方ですわ。市外は結構この前、沢山あったのです。それを撤去という明確な答えは出ませんね。

佐竹委員 仮に6年目に収穫が上がっていない状態で、継続で許可していくということですか。

萩野委員 そうですね。今のところは是正をする。

佐竹委員 指導した上で、是正するという条件に継続で許可していくということですね。

萩野委員 はい。

佐竹委員 わかりました。

萩野委員 できるだけ良いものを作ってください。

佐竹委員 あちこちで営農型をやるという話が聞こえてきているので。

萩野委員 今、才見のスポーツセンターの辺でやっている太陽光、あれなんかは水稲でやっています。

佐竹委員 水稲ですけど、柱が建っているところに植えてはいるが、機械が入っていないので刈ることができない。そのまま柱の所だけずっと放ってある。

萩野委員 水稲はまだしも刈れるようにしていったら、ある程度刈れるのですが、問題は量です。8割までは採らないといけないのです。そして、8割なかったらその間を手で植えて、手で刈って、コンバインに食わし込む。それが実行できるかどうかです。

佐竹委員 お米だったら当然外でも作っている訳です。それだったら、ちょっと何かできる。しかし急に榊や櫛とって、他に作っていないものだったら収穫があがっていないのは見え見えですよ。

阪井委員 採れたかどうか全然わからない。1年目を基準にしているが、榊などは掛け目でいくのかどうか全然わからないという様な話をしていたが、逆に言えば国や県が、これは駄目ですよと決めた方が良いのではないかと思うが、ただ受けている人が困る感じになるのかなあ。

萩野委員 今もう県も弱っている、榊や櫛といっても。現実は大きくなりません。

佐竹委員 枯れていっていますよね。

萩野委員 今月、審議会に20何件営農型が出てきたが全部却下。却下がわかっているのに、どうして議案書に載せるのかと言ったら、載せてくれと言われたら、

載せないといけないらしいです。却下しますので載せても一緒です。なかなか難しい時代が来ています。

佐竹委員 却下に理由は何なのですか。

萩野委員 それはもう作れない、駄目だ。それがヨモギとか沢山あるのです。考えてみればモグラ叩きと一緒に。これは駄目だといって叩いて引っ込めても、また何処かで出てくる。だから何か営農型でできるものを早く見つけないと、営農型をしたいという農家の人も結構います。米を作っているよりはマシだ。何かあったら皆さんの知恵を借りたい。営農型で太陽光は駄目だという考え方は止めて、何かをやって太陽光は素晴らしいという様なことを考えてほしい。農家の人が耕作放棄地で、もうどうしようもないというのであれば太陽光をして、何かいけるものを作付けしてあげたら。どちらかという私の考え方は推進の方です。だから今日もこの後で太陽光の話をゆっくり聞かなければと思って呼んでいる。おそらく農業委員会ではうちが初めてだと思います。何でも太陽光は悪いという考え方は、ちょっと止めたいなあと思います。どうにか推進できる方法はないか考えたい。

厚田委員 去年の9月に農業委員が辞表を出して、それから1名減でずっと来ているが、結論として市長が任命するという事になっているけど、次まで減のままで行くのか。

萩野委員 法的にも全然問題はないです。補充はしません。

事務局 先程の法第2条第2項の説明が中途半端になっているので、もう一度簡単に説明させていただきます。今回の法第2条第2項の案件は、ご存じのとおり農地法第3条になっております。第3条には下限面積がございまして、会長がおっしゃった部分について、譲受人の持っている面積が0㎡だったので、第2条第2項とはどういうことですか、と質問があったと承りました。下限面積に達しないような場合は購入することができないですが、その中でも世帯員が持っていれば大丈夫だということで、法第2条第2号の規定というのは世帯員の定義を書いています。法第2条第2項を読み上げますと、この法律で世帯員等とは住所及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等の親族をいう。ということで、井出委員さんがおっしゃった孫さんは祖父母からみて2親等に該当しますということで、訂正をさせていただきます。

竹内部長 以上をもちまして、第19回農地部定例会を閉会いたします。次回は、

1月27日で予定いたしております。本日は大変ご苦勞さまでした。

閉 会